



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 輸入食品の安全性確保について

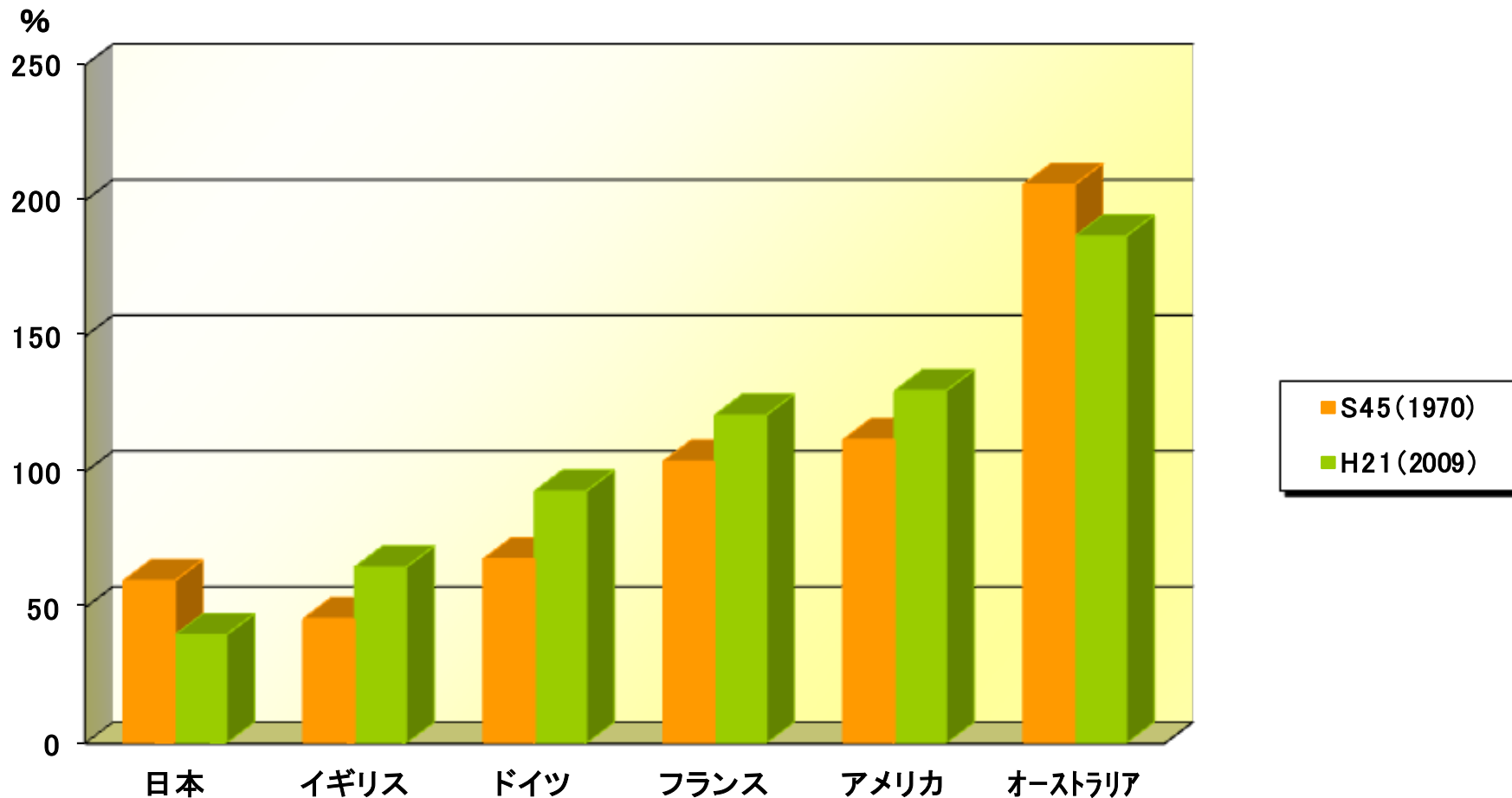
平成25年9月19日

今川 正紀

厚生労働省食品安全部

輸入食品安全対策室

# 主要先進国のカロリーベース総合食料自給率\*

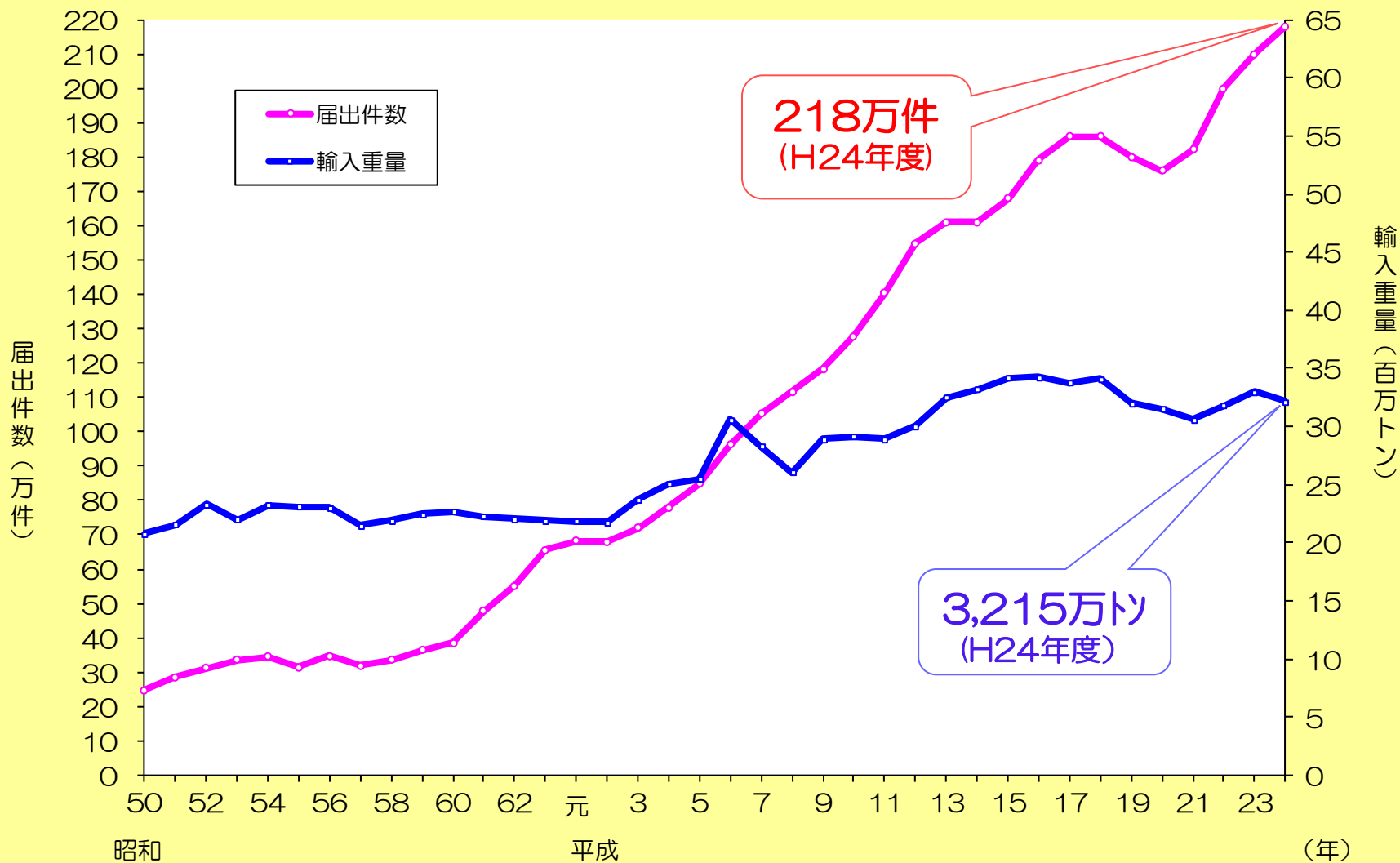


\* 1人1日当たり国産供給熱量／1人1日当たり供給熱量

(畜産物には、畜種ごとの飼料自給率がかけられて計算されている。)

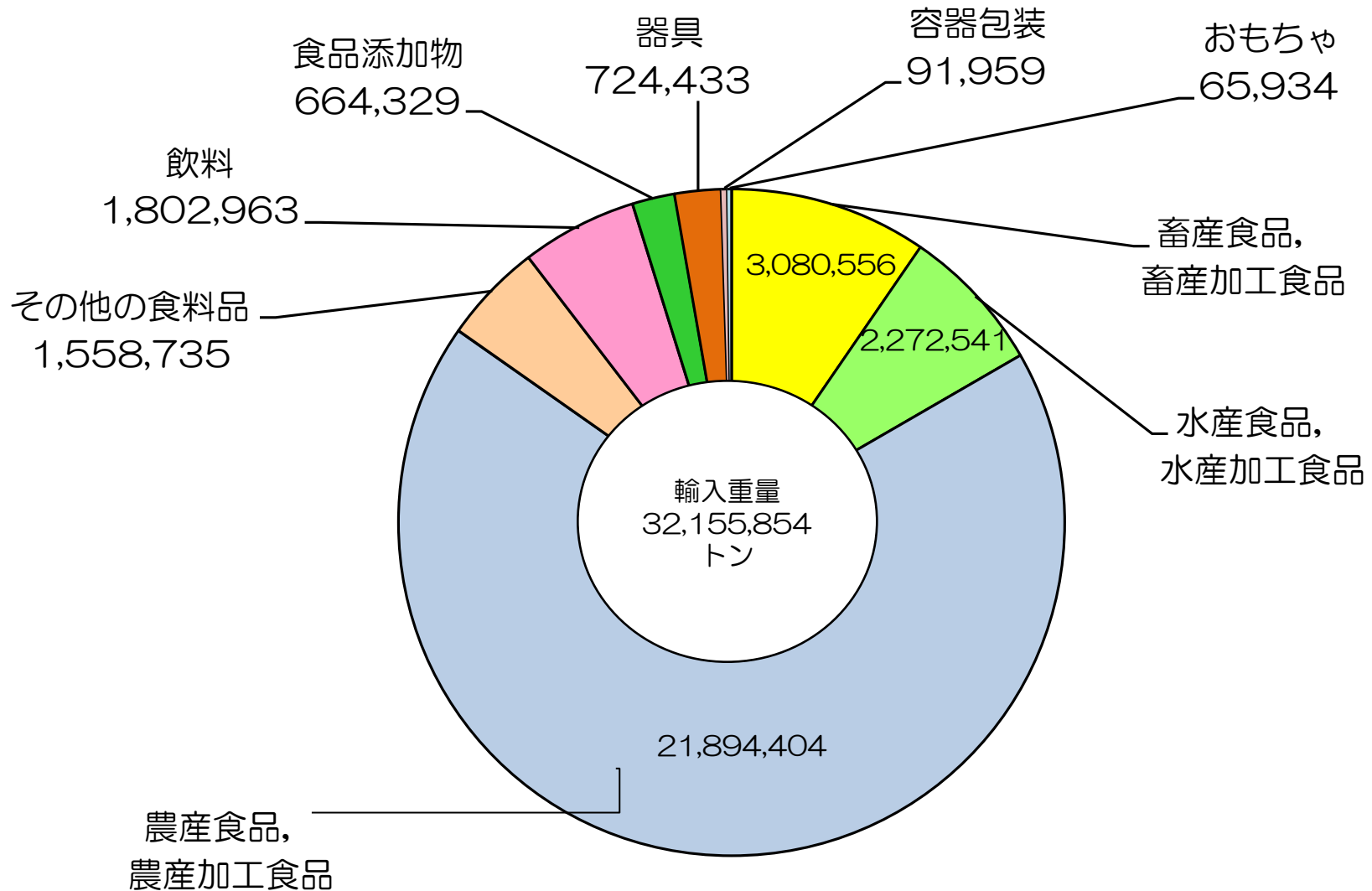
農林水産省「食糧受給表」より

# 食品等の輸入届出件数・重量推移



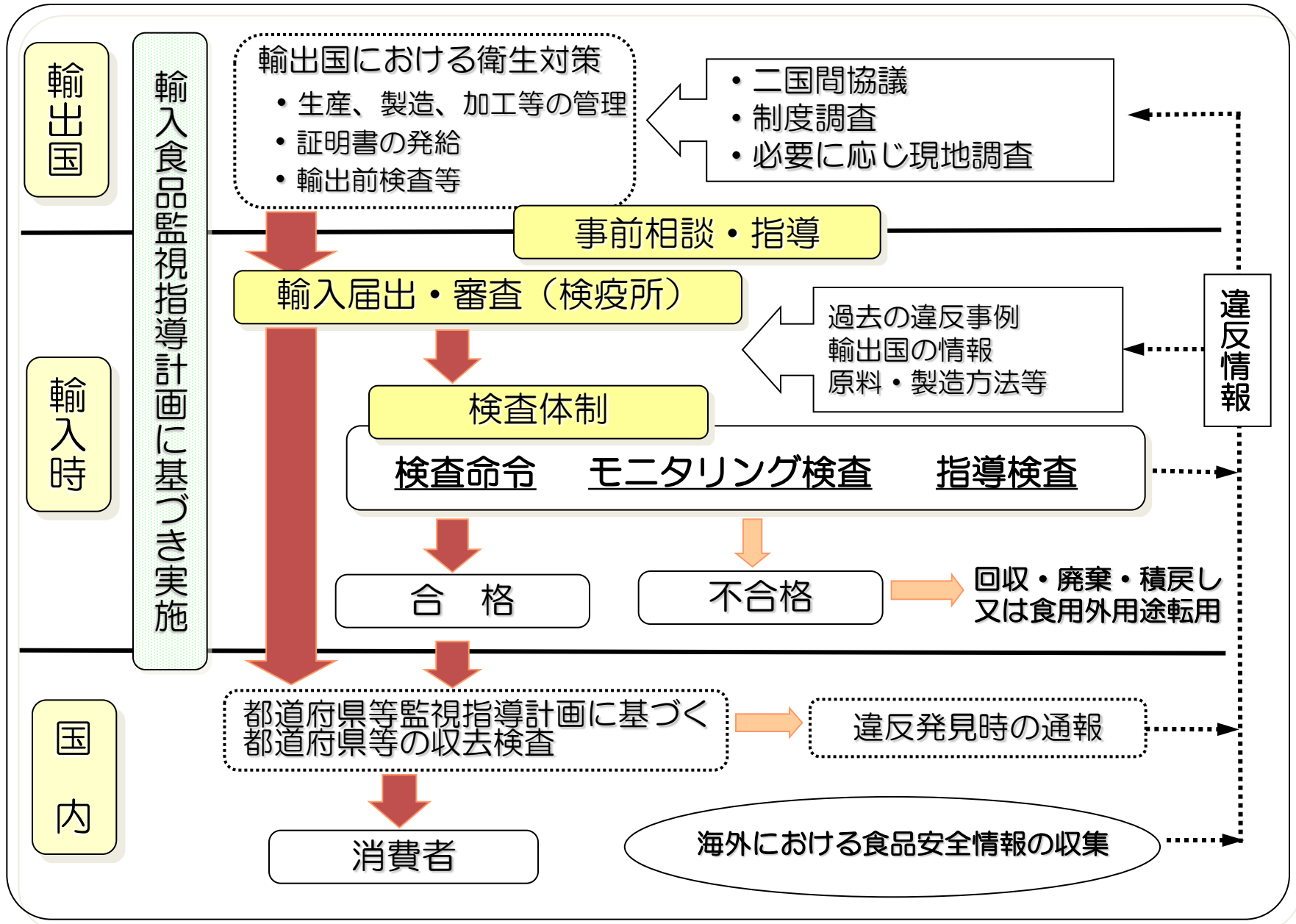
\* 昭和50年から平成18年は年次、平成19年以降は年度

# 食品等の輸入の状況（平成24年度）





# 監視体制の概要



# 輸出国における衛生対策の推進

## ❖ 我が国の食品衛生規制の周知

- ◆ 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
- ◆ 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
- ◆ 在京大使館、輸入者等への情報提供
- ◆ 輸出国の政府担当者及び食品事業者を対象とした説明会の開催

## ❖ 二国間協議、現地調査等

- ◆ 輸入時に検査命令が実施されている食品等、法違反の可能性が高い食品等について、二国間協議を通じた違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立の要請
- ◆ 計画的に主要な輸出国における衛生対策に関する情報収集及び現地調査の実施

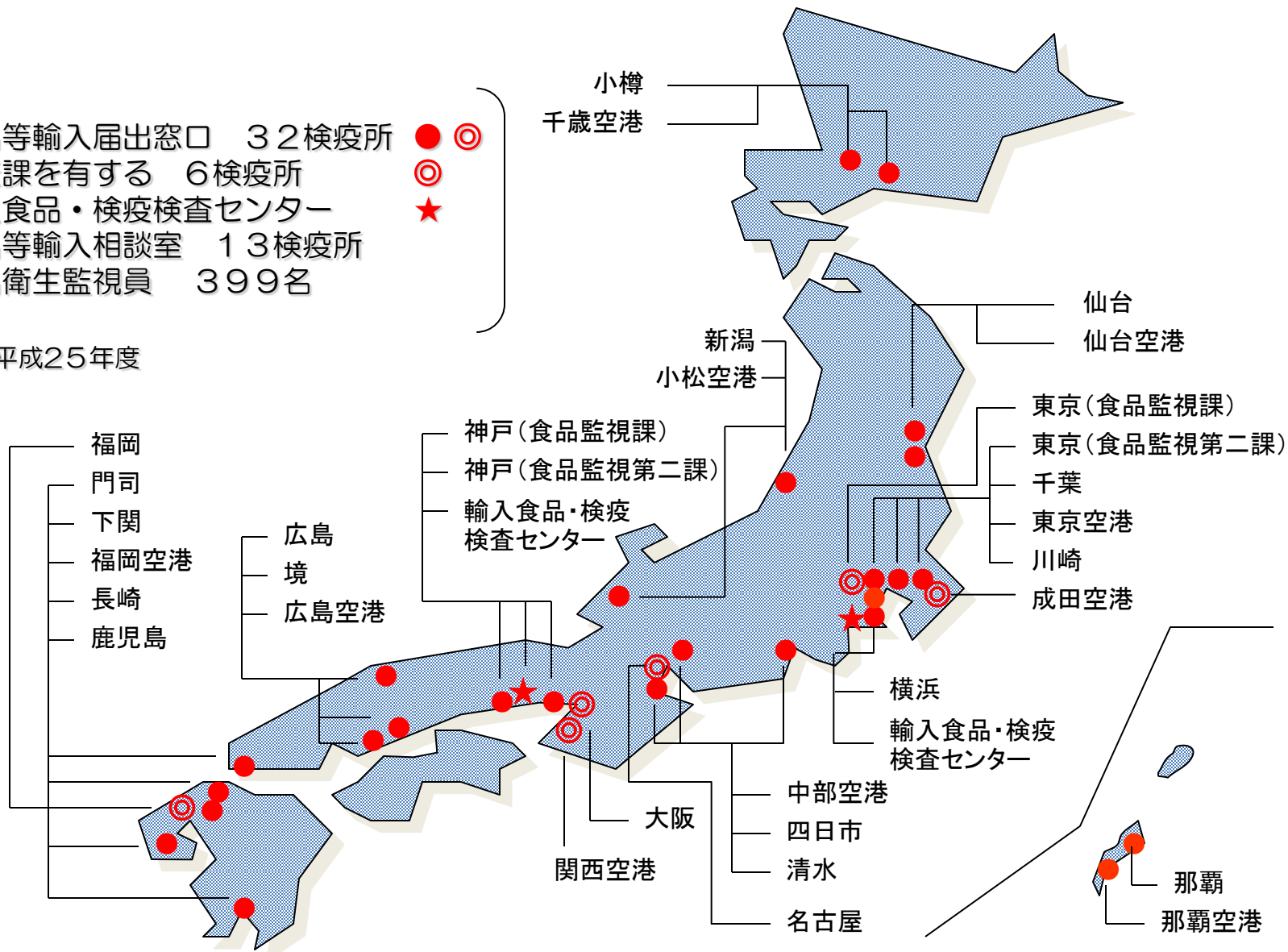
## ❖ 輸出国への技術協力

- ◆ 残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力を行う。

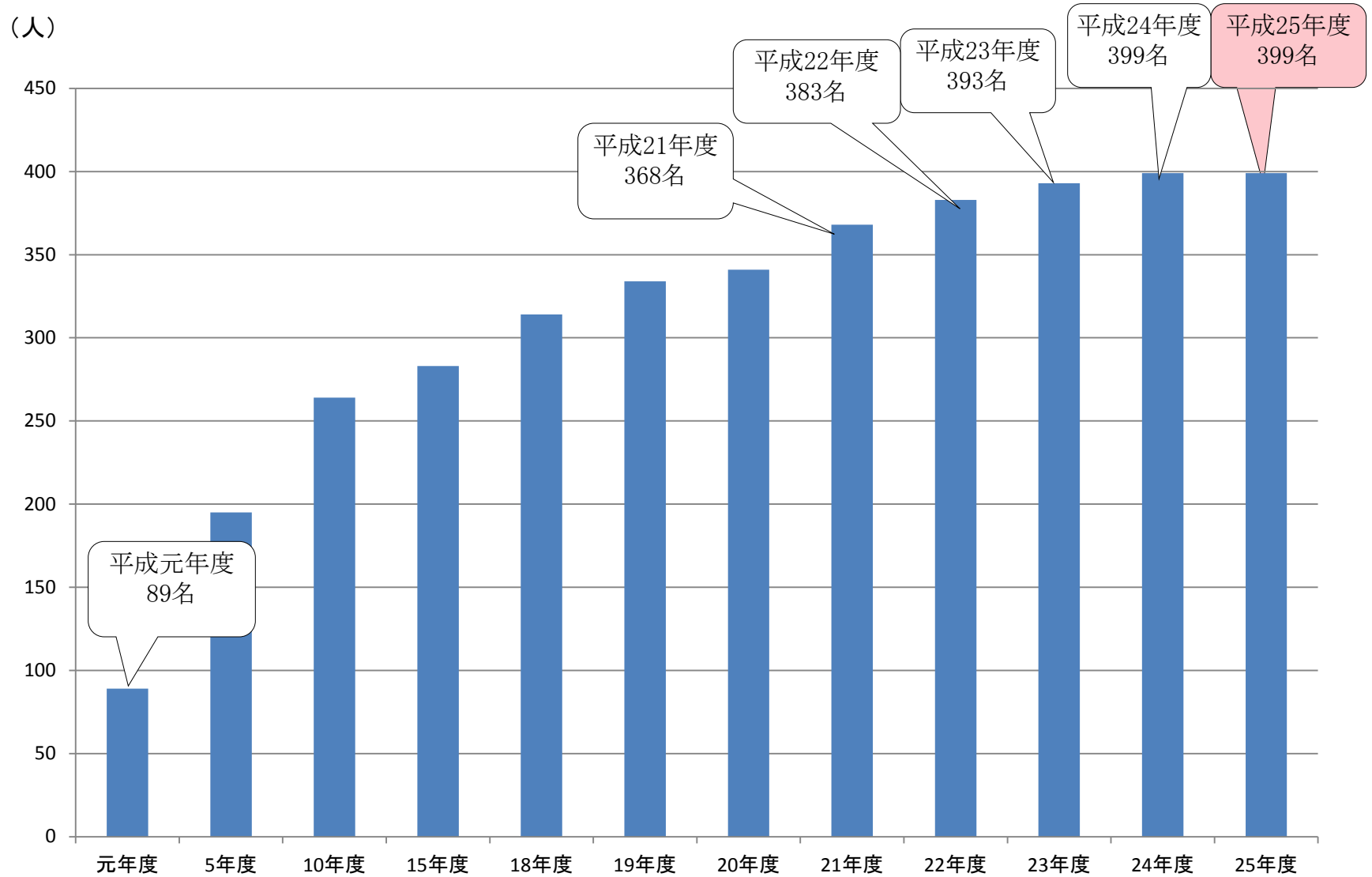
# 食品等輸入届出窓口配置状況

- 食品等輸入届出窓口 32検査所 ● ◎
- 検査課を有する 6検査所 ◎
- 輸入食品・検疫検査センター ★
- 食品等輸入相談室 13検査所 ● ◎
- 食品衛生監視員 399名

※平成25年度



# 検疫所の食品衛生監視員年度推移



# 食品等の輸入の届出

食品等を輸入しようとする者は厚生労働大臣に届出なければならない（食品衛生法第27条）

## 届出事項

- ❖ 輸入者の氏名、住所
- ❖ 食品等の品名、数量、重量、包装の種類、用途
- ❖ 使用されている添加物の品名
- ❖ 加工食品の原材料、製造又は加工方法
- ❖ 遺伝子組換え又は分別流通生産管理の有無
- ❖ 添加物製剤の成分
- ❖ 器具、容器包装又はおもちゃの材質
- ❖ 貨物の事故の有無

等

# 輸入時における検査制度

## ❖ 指導検査等

- ◆ 農薬や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考として、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して定期的な（初回輸入時を含む）実施を指導する検査等

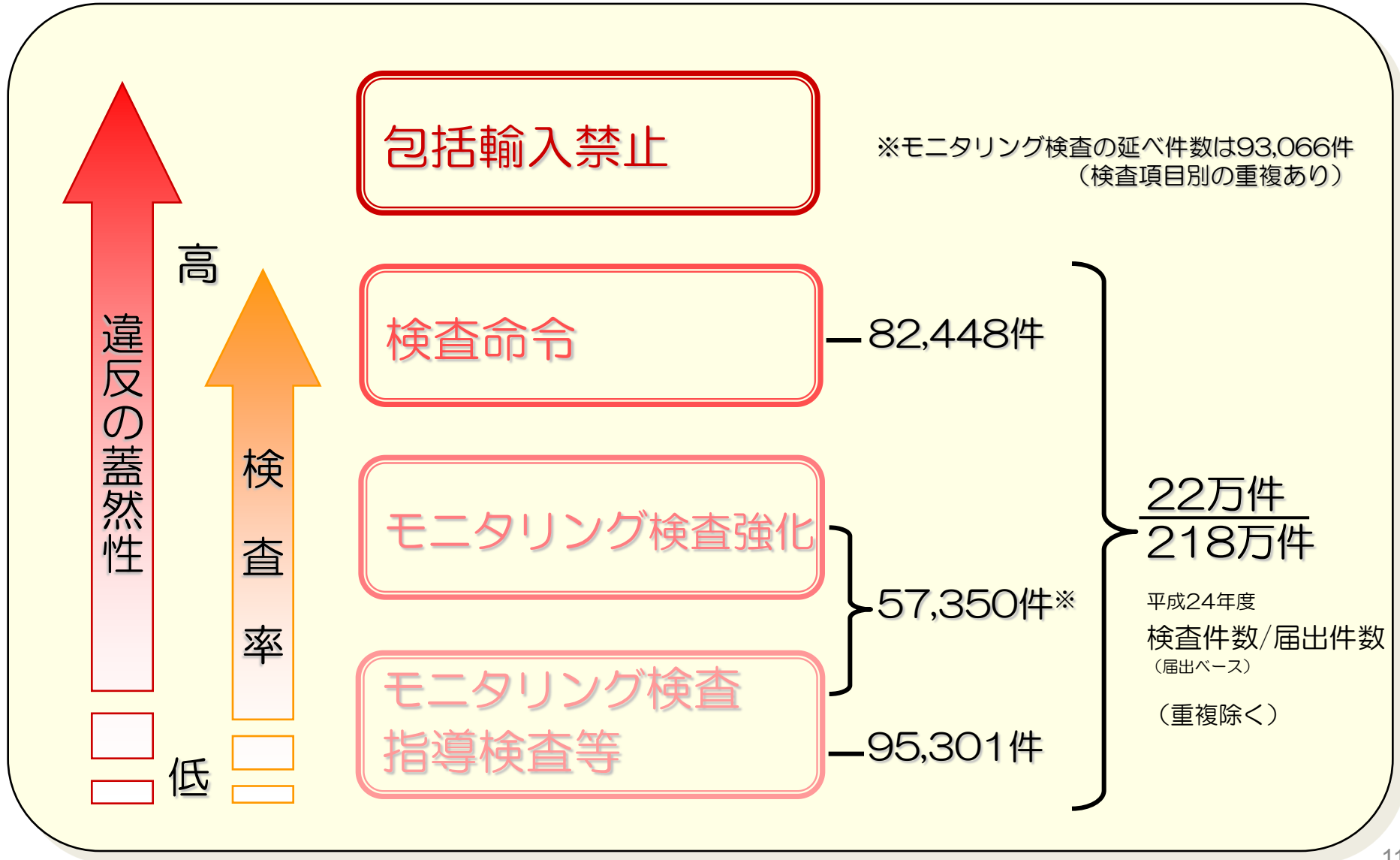
## ❖ モニタリング検査

- ◆ 多種多様な輸入食品について、食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることが目的として、国が年間計画に基づいて実施する検査
- ◆ 国が費用負担、検査結果の判明を待たずに輸入可能

## ❖ 検査命令

- ◆ 自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査
- ◆ 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可

# 輸入時の検査体制の概要





# モニタリング検査件数の算出方法 ①

- ① 国民の摂取量の多い食品、違反の可能性、輸入実績等をもとに食品を168群に分類
- ② 検査分類（残留農薬、抗菌性物質等、添加物、病原微生物、成分規格、カビ毒、遺伝子組換え、放射線照射）ごとに、一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数299件\*を仮設定。

※ CODEXガイドラインに基づく、95%の信頼度で違反率1%の違反を検出可能な検査数

（参考）残留農薬の基準適合性判断のための推奨サンプリング法（CAC/GL 33-1999）

		1件の違反を発見できる率(P)				
		99.9%	99.0%	95.0%	90.0%	60.0%
標本の 違反率 (v)	10%	66	44	29	22	9
	5%	135	90	59	45	18
	1%	688	459	299	230	92
	0.5%	1,379	919	598	460	183
	0.1%	6,905	4,603	2,995	2,302	916

統計学的に、 $v$  が集団における真の違反率、 $n$  が標本数（無作為抽出の場合）とすると  $n$  個の標本中に少なくとも1つの違反を検出する確率  $P$  は、 $P = 1 - (1 - v)^n$  となる。



## モニタリング検査件数の算出方法 ②

- ③ ②の検査数を基本として、輸入件数、輸入重量、過去の違反率、過去の違反内容の危険度を勘案し、食品群ごと、検査分類ごとに必要検査件数を設定

(例) 米穀における検査件数の算出

検査分類	残留農薬	抗菌性物質等	病原微生物	添加物	成分規格等	カビ毒	遺伝子組換え	放射線照射	合計
基本件数	299	299	299	299	299	299	299	299	2392
↓ 輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危険度をもとに 検査分類ごとに重み付けを行い、それぞれ必要な検査件数を設定 ↓									
検査件数	299	119	0	0	119	299	200	0	1036

# 厚生労働大臣による検査命令

## 検査命令発動の要件

健康被害の発生

健康被害発生の恐れ

同一の生産国又は製造者並びに加工者からの  
同一の輸入食品（例：O-157、リステリア、  
アフラトキシン等）

違反

直ちに検査命令

残留農薬  
動物用医薬品

違反

モニタリング検査  
頻度アップ

違反

違反の可能性が高い  
と判断される場合  
検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出  
されることのないことが確認された場合等

# 平成24年度輸入食品監視指導計画監視結果

## ❖ 届出・検査・違反状況

- ◆ 届出件数 2,181,495件
- ◆ 検査件数 223,380件（検査率10.2%）  
（検査命令 82,448 件、モニタリング検査 57,350 件、指導検査等95,301 件）
- ◆ 違反件数 1,053件（届出件数の0.04%）

## ❖ モニタリング検査実施状況

- ◆ 計画数89,959件に対し、実施率約103%

## ❖ モニタリング検査強化移行品目

- ◆ 30カ国・1地域の74品目

## ❖ 検査命令移行品目

- ◆ 15カ国・1地域の26品目

## ❖ 検査命令対象品目

- ◆ 全輸出国17品目及び25カ国・1地域の79品目（平成25年3月31日現在）

# 主な食品衛生法違反内容（平成24年度）

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売を禁止される食品及び添加物	311	27.7	とうもろこし、落花生、アーモンド、乾燥イチジク、ハトムギ、ピスタチオナッツ、とうがらし、ナツメグ、くるみ、ケツメイシ、花椒等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品等からのリステリア菌検出、 <i>Kudoa septempunctata</i> の検出、米、小麦、菜種、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生
9	病肉等の販売等の制限	8	0.7	衛生証明書の不添付
10	添加物等の販売等の制限	72	6.4	β-アポー8'-カロテナル、TBHQ、キノリンイエロー、パテントブルーV、サイクラミン酸、アゾルビン、パラオキシ安息香酸メチル、ヨウ素化塩、メタノール、ヨウ化カリウム、ホウ酸の指定外添加物の使用
11	食品又は添加物の基準及び規格	667	59.4	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反（農薬の残留基準違反）、水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（二酸化硫黄、ソルビン酸、安息香酸等）、添加物の成分規格違反、放射性物質の検出
18	器具又は容器包装の基準及び規格	57	5.1	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
62	おもちゃ等についての準用規定	7	0.6	おもちゃ又はその原材料の規格違反
計		1,122（延数） 1,053（違反届出件数）		



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 参考資料

# 輸入食品監視指導計画

## 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

### ❖ 第23条 輸入食品監視指導計画

厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。

- ② 輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
  - 二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
  - 三 その他監視指導の実施のために必要な事項
- ③ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。



# 輸入食品の安全確保に関する法規制 と関係者の責務 ①

## 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

### ❖ 第2条 国及び都道府県等の責務

国、都道府県、地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

- ② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- ③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

### ❖ 第3条 食品等事業者の責務

食品等事業者は、その・・・、輸入し、・・・又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

# 輸入食品の安全確保に関する法規制 と関係者の責務 ②

## 食品安全基本法（平成15年法律第48号）

### ❖ 第4条 食品供給行程における適切な措置

食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない。

### ❖ 第6条 国の責務

国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### ❖ 第7条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### ❖ 第8条 食品関連事業者の責務

食品の・・・、輸入、・・・を行う事業者は基本的理念にのっとり、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。